

永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例を次のように交付する。

令和4年3月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第7号

永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例

永平寺町四季の森複合施設条例(令和3年永平寺町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(7) 多目的ホール

別表第1中

「

コワーキングスペース	9時から17時まで
テレワークスペース	
会議室	

」を

「

コワーキングスペース	9時から17時まで
テレワークスペース	
会議室	
多目的ホール	

」に

改める。

別表第3に次のように加える。

テレワークスペース	1ブース (1人用)	300円/日 200円/半日	
多目的ホール	1部屋	1,200円/時間	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。